

# 7月1日から 福祉医療制度が変わります

福祉医療とは、乳幼児や障害のある人、母子・父子家庭、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんが気軽に受診できるよう、医療費の一部を県や市で助成する制度です。

今回、「福祉医療費受給者証」「母子家庭等医療費受給者証」の更新に伴い、7月1日から福祉医療制度を改正します。 【問合せ：市民課国保医療係】

## 主な改正内容

母子家庭等医療、障害者（高齢障害者）医療の対象者に対して、一部負担金の支払いを導入します。

また、老人医療・乳幼児医療の対象者の一部負担金の額を変更します。

そのほかの変更点については、下表を参照ください。

## 受給者証は

6月下旬に郵送

現在お持ちの「福祉医療費受給者証」「母子家庭等医療費受給者証」は6月30日までの有効期限です。

現在資格のある方で審査の結果、引き続き受給資格のあ



## 各種福祉医療制度の対象者・一部負担金など

太字(網掛け)は、平成17年7月1日からの改正点

福祉医療名	対象者	所得制限 (平成16年中の所得)	一部負担金
老人医療	65歳以上69歳以下の方	対象者本人が住民税非課税(課税所得が145万円以上ある65歳以上の方と同一世帯の場合は対象となりません)	要した医療費の2割 (世帯の所得状況に応じた負担限度額あり... 表3参照)
乳幼児医療	0歳～義務教育就業前まで	0歳児は所得制限なし 1歳以上は表2の基準額未満	外来：1つの医療機関あたり1日700円まで、 月2回(1,400円)の負担 入院：1割負担、1カ月の限度額2,800円
重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級の方 療育手帳A判定の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	表1の基準額未満	
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の該当者で65歳以上の方		
母子家庭等医療	母(父)と18歳以下の児童遺児(両親のいない18歳以下の児童で、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *ただし、20歳以下で次のア～エに該当する方も対象になります。 ア. 高等学校・中等教育学校・盲学校・聾学校・養護学校に在学中の方 イ. 高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの方 ウ. 専修学校の高等課程に在学中の方(高等学校卒業者は除く) エ. 外国人学校に在学中の方	表2の基準額未満	外来：1つの医療機関あたり1日500円まで、 月2回(1,000円)の負担 入院：1割負担、1カ月の限度額2,000円

る方には、6月下旬に新しい受給者証を郵送します。(該当しなくなった方には非該当の通知をします)

### 新たに受給資格を有した方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので国保窓口で申請してください。

昨年まで所得制限などにより非該当となっていたが、所得の減少などにより該当する方

他市町から転入して、まだ申請手続きが済んでいない方

\* 申請手続きには、印鑑、健康保険証、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童扶養手当証書(所持者のみ)が必要です。

### 所得課税証明書の提出が必要な方

次に該当する方は所得課税証明書の提出が必要です。

対象者の扶養義務者が市外に在住している場合は、扶養義務者の平成17年度の所得課税証明書(平成16年中

の所得)が必要です。

平成17年1月2日以降に豊岡市(旧1市5町内)に転入された方は、本人、配偶者、扶養義務者の平成17年度の所得課税証明書(平成16年中の所得)が必要です。  
\* 福祉医療制度の受給資格の審査については、前年の所得額が必要となりますので、申告をしていない方は早急に税務課で申告を済ませてください。

### その他の特記事項

豊岡市以外の受診について  
県内保険医療機関等で各医療証を使用した場合は、一部負担金のみ支払いで受診できます。  
県外で受診した場合は、福祉医療負担金を申請により助成します。

薬局も一部負担金が必要  
薬局も1つの医療機関としての取り扱いとなりますので、一部負担金が必要です。

老人医療の負担限度額について  
外来の場合、同一月に支

払った医療費の合計が負担限度額(表3A)を超えた場合、申請により超過した分を返金します。

入院の場合、負担限度額(表3B)に達した時は、その後の自己負担はありません。

高齢重度障害者医療の受給者証の発行について

高齢重度障害者医療も7月1日から他の医療と同様に受給者証を発行します。

乳幼児・障害者・母子家庭等医療の入院費について  
乳幼児、障害者、母子家庭等の各医療の受給者で、連続して3カ月入院した場合には4カ月目以降一部負担金をいただきません。

### 低所得者について

各医療の受給者または所得制限の対象になる方の所得が一定の基準に満たない場合には、一部負担金が軽減されます。(詳しくは表4をご覧ください)



表1 障害者医療の所得基準額

扶養家族数	本人の所得	扶養義務者などの所得
なし	3,604千円	6,287千円
1人	3,984千円	6,536千円
2人	4,364千円	6,749千円
3人以上	1人増すごとに380千円を加算した額	1人増すごとに213千円を加算した額

表2 母子・乳幼児医療の所得

扶養家族数	扶養義務者などの所得	
	母子家庭等	乳幼児
なし	1,920千円	4,600千円
1人	2,300千円	4,980千円
2人	2,680千円	5,360千円
3人以上	1人増すごとに380千円を加算した額	1人増すごとに380千円を加算した額

\* 上記の金額は、社会保険料控除等の所得控除後の金額です。なお、母子家庭等で、養育費を受けているときは、その額も所得に算入します。所得控除の詳細については、国保窓口へお問合せください。

表3 老人医療の負担限度額

区分	自己負担限度額	
	A 外来(個人単位)	B 外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

低所得者...世帯全員が住民税非課税である受給者  
低所得者...世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する受給者

表4 低所得者の福祉医療一部負担金

医療名	低所得者の一部負担金	
	外来	入院
老人	1割(月限度額8,000円)	1割(月限度額15,000円)
	1日500円まで月2回(1,000円)	1割(月限度額2,000円)
乳幼児	1日300円まで月2回(600円)	1割(月限度額1,200円)
	1日300円まで月2回(600円)	1割(月限度額1,200円)

低所得者...各医療の受給者本人と所得制限の対象者の両方が住民税非課税で、それぞれの方の所得が一定基準以下の世帯に属する受給者